

宛て先	矯正局長 殿 東京矯正管区長	発信人	喜連センター発第2852号 令和3年6月30日 喜連川社会復帰促進センター長
自殺未遂事故速報			
<p>1 事故発生日時及び概要</p> <p>(1) 令和3年6月21日(月)午前4時54分頃、当センター管下宇都宮拘置支所(単独室)において、同階勤務職員看守(以下「看守」という。)が、同居室を視察したところ、同支所収容受刑者(以下「事故者」という。)が、ランニングシャツの一方の肩部分を同居室食器口鉄格子に巻き付けて、同シャツの肩口に通した上、同シャツの他方の肩口に自己の首を入れ、廊下側に背を向けて足を伸ばした状態で座るような姿勢で垂下して、い首しているのを発見したことから、直ちに非常ベル通報をした。</p> <p>(2) 同非常ベル通報後、看守は生存確認のため、事故者の名前を呼び掛け続けるも、事故者の反応がなかったところ、同時57分、監督当直長主任副看守長(以下「主任副看守長」という。)、夜勤監督副看守長(以下「副看守長」という。)及び看守部長が駆け付け、事故者の居室を開扉して主任副看守長らが入室し、副看守長が事故者と正対した姿勢で事故者の前方から上体を抱え上げ、主任副看守長が同シャツを事故者の首から取り外した上、事故者を同室中央付近に仰向けにした後、主任副看守長が事故者の意識及び自発呼吸を確認したものの、返答なく、自発呼吸もなかったため、同時58分、主任副看守長が心臓マッサージを開始した。</p> <p>同日午前5時、主任副看守長が事故者の身体にAEDを装着し、作動させたが、電気ショックの必要はなく、心臓マッサージを継続するようメッセージが流れたことから、心臓マッサージを継続した。</p> <p>(3) 同時3分、看守(以下「看守」という。)が119番通報し、救急車を要請した。同時12分、同要請を受けて駆け付けた救急隊員3名に事故者の救命措置を引き継ぎ、救急隊員が心臓マッサージ等による救命措置を講じながら、同時32分、救急車で当所を出発し、同時38分、病院に到着した。</p> <p>(4) 同病院到着後、事故者の心拍が再開したものの、同病院医師から、事故者がを要請された。</p> <p>同日午前7時24分、医務課長が、事故者をした。</p> <p>(5) 同日午前9時45分、同病院医師からにより、入院加療が必要である旨の所見が示され、それ以降、事故者は同病院において、入院を継続している。</p>			

(6) 本年6月30日午前6時現在、事故者のバイタルは、

である。

(7) 事案発見前の事故者の直近の動静については、勤務者が同日午前4時39分に事故者の居室内を視察したところ、特異動静は認められなかった。

2 事故者名等

- (1) 身分 受刑者
- (2) 氏名
- (3) 生年月日
- (4) 罪名
- (5) 刑名、刑期
- (6) 刑の起算日
- (7) 刑の終了日
- (8) 入所度数
- (9) 制限区分及び優遇区分
- (10) 行状の良否
- (11) 住所
- (12) 国籍

3 推定事故原因

詳細について調査中であるが、同事案発生後、事故者の居室検査を実施した際、

4 事故に対し採った処置

(1) 上記1記載のとおり、同月21日(月)午前4時54分以降、非常ベル通報により3名の職員が事故者の居室に駆け付け、事故者の居室を開扉して入室し、主任副看守長が同シャツを首から取り外した上、事故者を仰向きの状態にした後、心臓マッサージを実施するとともに、救急車の出動を要請し、外部医療機関に搬送した。

なお、同5時3分、看守が119番通報し、救急車を要請した後、電話による職員非常招集を実施し、16名が非常登庁した。

(2) 同日午前5時30分、宇都宮消防署からの通報を受けたとして、宇都宮中央警察署警部補外5名が同支所へ来庁し、同時35分から同時50分までの間、同署警部補外5名による現場検証が実施された。

(3) 同6時12分、宇都宮地方検察庁宛て事故者が自殺企図した旨を通報した。

(4)



5 その他

(1) 同支所の収容定員は、237名であるところ、事案発生日の収容人員は、134名であった。

(2) 現時点において、マスコミ等からの問い合わせはない。